

○佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を円滑に施行するために必要な運用上の細則を定めるものとする。

(交付申請書の添付書類)

第2条 要綱第6条第2項第1号の補助対象浄化槽の設置整備計画書の様式は、別紙1のとおりとする。

2 同項第2号の資金計画書及び収支予算書の様式は、別紙2のとおりとする。

3 同項第5号の配置配管図は、浄化槽本体の据付場所、建物内排水口とますの位置並びに敷地内の流入及び放流用の管渠の接続経路の関係を示したものである。

4 同項第6号、第13号、第14号及び第15号の見積書の写し（明細）は、費用項目がそれぞれ要綱第5条各項に該当するもので、かつ、種類、規格、数量及び単価等の積算根拠が確認できるものとする。

5 同項第9号の浄化槽工事の請負契約書（注文者保管用）のひな型は、別紙3のとおりとする。

6 同項第13号の既設の単独処理浄化槽の現況及びその撤去計画を示した書類の様式は、別紙4のとおりとし、これに現況の宅内配管図を添付させるものとする。

7 同項第14号の既設のくみ取便所の現況及びその撤去計画を示した書類の様式は、別紙5のとおりとする。

8 同項第15号の放流先のない場合の処理装置の設置計画を示した書類の様式は、別紙6のとおりとする。

(浄化槽工事の事前確認検査)

第3条 要綱第7条第1項の事前確認検査の際、浄化槽工事の施工予定現場で検査すべき項目及びその内容は、別紙7又は別紙8に掲げるとおりとする。

(交付の条件)

第4条 要綱第8条第1項の交付の決定をする場合において、補助事業者に示すべき条件は、おおむね次のとおりとする。

(1) 単独転換又はくみ取転換を行う場合は、浄化槽工事の請負人に既設の単独処理浄化槽又はくみ取便槽を適正に廃棄処分させること

(2) 新たに建築する住宅の敷地内に補助対象浄化槽の設置を行う場合は、浄化

槽工事の完了後、要綱第13条にある実績報告書の提出日までに、補助事業者及びその生計同一親族の住所が当該住宅の所在地に移転したことを証する書類を提示すること

(3) 浄化槽工事の完了後は、浄化槽法第10条第1項の保守点検と清掃を定期に行うために必要な委託契約を締結するとともに、同法第7条第1項の水質に関する検査及び同法第11条第1項の定期検査を受検し、当該浄化槽の適正な維持管理に努めなければならないこと

(4) 将来、公共下水道の供用が開始された場合は、公共下水道に流入させるために必要な排水設備を遅滞なく設置すること

(浄化槽工事の中間検査)

第5条 要綱第12条第1項の中間検査の際、浄化槽工事の施工現場で検査すべき項目及びその内容は、別紙9に掲げるとおりとし、すべての項目について良好な成績を得た場合に合格とする。

(実績報告書の添付書類)

第6条 要綱第13条第2項第1号の収支決算書及び第2号の補助対象浄化槽の設置整備成績書の様式は、別紙10のとおりとする

2 同項第3号の各経費の領収書の写しは、費用項目がそれぞれ要綱第5条各項に該当するもので、かつ、種類、規格、数量及び単価等の積算根拠が確認できるものとする。ただし、交付申請書に添付した見積書の写しと金額が同一である場合は、この限りでない。

3 同項第4号の補助対象浄化槽の施工結果報告書の様式は、別紙11のとおりとする。

4 同項第6号の補助対象浄化槽の施工状況の写真の作成要領は、別紙12に掲げるとおりとする。

5 同項第7号の既設の単独処理浄化槽の撤去結果報告書の様式は、別紙13のとおりとする。

6 同項第8号の既設のくみ取便所の撤去結果報告書の様式は、別紙14のとおりとする。

7 同項第9号の放流先のない場合の処理装置設置の施工結果報告書の様式は、別紙15のとおりとする。

8 同項第11号の法第10条第1項の浄化槽管理者の義務を遵守する旨の誓約書の様式は、別紙16のとおりとする。

9 同項第12号のその他市長が必要と認める書類は、既設の単独処理浄化槽又はくみ取便槽を撤去した場合におけるマニフェスト（廃棄物の処理及び清掃

に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の産業廃棄物管理票をいう。）の写し（管理票交付者、運搬受託者及び処分受託者並びに最終処分先がわかるものに限る。）とする。

（浄化槽工事の完了検査）

第7条 要綱第14条第1項の完了検査の際、浄化槽工事の施工現場で検査すべき項目及びその内容は、別紙11の別表チェックリスト、別紙13の別表チェックリスト（単独転換を行った場合に限る。）、別紙14の別表チェックリスト（くみ取転換を行った場合に限る。）及び別紙15の別表チェックリスト（放流先のない場合の処理装置を設置した場合に限る。）にそれぞれ掲げるとおりとし、すべての項目について良好な成績を得た場合に合格とするものとする。

（相続による地位の承継）

第8条 要綱第14条第1項の完了検査の合格前に補助事業者が死亡した場合において、その相続人又は包括受遺者（自然人に限る。）に要綱第8条第1項の決定（以下「交付決定」という。）の内容で浄化槽工事を引き継ぐ意思があり、かつ、その者の居住の用に供することが確実である場合は、その者（要綱第4条第1項第7号に該当するものを除く。）は、佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る地位の承継届（別紙17）を市長に提出することにより被承継人が有していた当該決定に基づく地位を承継する。

（離婚に伴う地位の承継）

第9条 要綱第14条第1項の完了検査の合格前に補助事業者とその配偶者（要綱第6条第1項の申請の際、生計同一親族であったものに限る。）との間で離婚が成立し、補助事業者が浄化槽工事に係る敷地内の住宅を財産分与した場合において、財産分与を受けた者に交付決定の内容で浄化槽工事を引き継ぐ意思があり、かつ、補助事業者と当該財産分与を受けた者との間で浄化槽工事に係る契約上の地位を移転する旨の合意が成立し、同工事の請負者がこれを承諾したことにより当該財産分与を受けた者の居住の用に供することが確実になったときは、当該財産分与を受けた者は、佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る地位の承継承認申請書（別紙18。以下「承継承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けることにより補助事業者が有していた当該決定に基づく地位を承継することができる。

2 承継承認申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。

（1）不動産登記事項証明書、離婚に関する公正証書又は調停調書の謄本など、当該住宅の所有権移転に関して、離婚の当事者間で合意が成立したことを証

する書類

- (2) 浄化槽工事に係る請負者から承諾を得たことを証する書類の写し
- 3 市長は、第1項の申請を承認したときは、佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る地位の承継承認通知書（別紙19）により通知するものとする。

（単身赴任等の特例）

- 第10条 補助事業者が海外への赴任又はこれに類する事由（交付決定の後に生じたものに限る。）により補助対象浄化槽の設置場所から住所を移し、生計同一親族との別居を常況とすること（以下「単身転居」という。）となった場合であっても、当該生計同一親族の居住の用に供することが確実であるときに限っては、交付決定の効力は失わないものとする。
- 2 前項の場合において、補助事業者は、その生計同一親族の中から一名（未成年者を除く。）を選任し、佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る代理人選任届（別紙20）を市長に提出することにより、その者に要綱第12条第1項及び要綱第14条第1項の受検のための立会い、要綱第13条第1項の報告並びに要綱第16条の請求を委任することができる。

附 則

- 1 この要領は平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付実施要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後の補助金交付申請から適用し、施行日前の事業承認申請、及び補助金交付申請については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月20日決裁18佐下第631号）

（施行期日）

- 1 この要領は平成19年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付実施要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後の補助金交付申請から適用し、施行日前の事業承認申請及び補助金交付申請については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日決裁20佐下第841号、平成21年3月31日決裁20佐財第616号）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月7日決裁23佐下第704号、平成24年3月26日決裁23佐財第681号）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（平成27年3月16日決裁26佐生環第401号）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日決裁佐生環第687号）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日決裁佐生環第630号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月28日決裁 佐生環第957号）

（施行期日）

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金について適用し、同日前に交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

別表

別紙	条文	名 称
1	第 2 条第 1 項 (要綱第 6 条第 2 項第 1 号関係)	補助対象浄化槽の設置整備計画書
2	第 2 条第 2 項 (要綱第 6 条第 2 項第 2 号関係)	資金計画書及び収支予算書
3	第 2 条第 5 項 (要綱第 6 条第 2 項第 9 号関係)	浄化槽工事の請負契約書
4	第 2 条第 6 項 (要綱第 6 条第 2 項第 1 3 号関係)	既設の単独処理浄化槽の現況とその撤去計画
5	第 2 条第 7 項 (要綱第 6 条第 2 項第 1 4 号関係)	既設のくみ取便所の現況とその撤去計画
6	第 2 条第 8 項 (要綱第 6 条第 2 項第 1 5 号関係)	放流先のない場合の処理装置の設置計画
7	第 3 条 (要綱第 7 条第 2 項関係)	単独転換に係る浄化槽工事の事前確認検査表
8	第 3 条 (要綱第 7 条第 2 項関係)	くみ取転換に係る浄化槽工事の事前確認検査表
9	第 5 条 (要綱第 1 2 条第 2 項関係)	浄化槽工事の中間検査表
1 0	第 6 条第 1 項 (要綱第 1 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号関係)	収支決算書及び補助対象浄化槽の設置整備成績書

1 1	第 6 条第 3 項 (要綱第 1 3 条第 2 項第 4 号関係)	補助対象浄化槽の施工結果報告書
1 2	第 6 条第 4 項 (要綱第 1 3 条第 2 項第 6 号関係)	補助対象浄化槽の施工状況の写真
1 3	第 6 条第 5 項 (要綱第 1 3 条第 2 項第 7 号関係)	既設の単独処理浄化槽の撤去結果報告書
1 4	第 6 条第 6 項 (要綱第 1 3 条第 2 項第 8 号関係)	既設のくみ取便所の撤去結果報告書
1 5	第 6 条第 7 項 (要綱第 1 3 条第 2 項第 9 号関係)	放流先のない場合の処理装置設置の施工結果報告書
1 6	第 6 条第 8 項 (要綱第 1 3 条第 2 項第 1 1 号関係)	浄化槽法第 1 0 条第 1 項の浄化槽管理者の義務を 遵守する旨の誓約書
1 7	第 8 条	佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る地位の 承継届
1 8	第 9 条第 1 項	佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る地位の 承継承認申請書
1 9	第 9 条第 3 項	佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る地位の 承継承認通知書
2 0	第 1 0 条第 2 項	佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る代理人 選任届

補助対象浄化槽の設置整備計画書

1. 設置者	住所	
	氏名	
	電話番号	
2. 浄化槽	設置場所	
	製造業者	
	型式・人槽	人槽
	処理能力 (BOD,T-N,T-P)	
	実使用人員	人
	工事着手予定日	年 月 日
	工事完了予定日	年 月 日
3. 設置	審査方法	建築確認・設置届
	確認年月日	年 月 日
	工事請負者 (登録番号)	
4. 建物	敷地面積	m ²
	建築面積	m ²
	延べ床面積	m ²
5. 備考		

資金計画書及び収支予算書

資金計画書

事業費 総額	資金計画				備考	
	自己計画			借入金		市補助額
	会費	繰越金	自己資金・その他			

収支予算書

収 入		歳 支 出	
1	会費(負担金)	1	事業費
2	市補助金	2	人件費
3	借入金	3	雑費
4	自己資金	4	その他
5	その他		
収入合計		支出合計	

別紙3（第2条第5項、要綱第6条第2項第9号関係）

浄化槽工事の請負契約書

第1条 注文者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金の交付を受けて甲が行う浄化槽工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所 佐倉市

工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

設置する浄化槽

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。）第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上かつ放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用されるものにあつては、国庫補助指針に適合する機能を有するものをいう。
- (2) 前号に該当する浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (3) 第1号に該当する浄化槽のうち、放流水のBODが10mg/ℓ（日間平均値）以下、総窒素濃度が10mg/ℓ（日間平均値）以下、放流水の総磷濃度が1mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

それぞれの浄化槽の別添する図面及び仕様書に係る合併処理浄化槽

工事の請負代金及び支払方法

金額 円
支払方法 1. 現金 2. その他（ ）

第3条 乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の工期限内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引渡しと引替えにその請負代金全額の支払を完了する。

第4条 乙は、この契約に係る工事を浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士 を実地にて監督させ、又はその資格を有する自らが実地にて監督しなければならない

第5条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第5項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第9条 乙は、その責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときには、甲に対して遅滞なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第10条 工事の完成引渡しまでに工事目的物、その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条 乙は、佐倉市が定める合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事がこの契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条第1項の水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

- (1) 浄化槽の設置等の届出その他の必要な手続きが受理されず、又は、認められないとき。
- (2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合、乙は、この契約の履行のため乙において要した費用及び乙において甲のためにすでに支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。
- (2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅滞日数1日につき請負代金総額の 分の1の違約金を請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わないときは、甲は、当該金額につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めることとする。

以上の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 注 文 者 住 所
氏 名 ⑩

乙 請 負 者 住 所
氏 名 ⑩

浄化槽工事業登録番号又は届出番号

()

既設の単独処理浄化槽の現況とその撤去計画

1.申請者	住所	
	氏名	
	電話番号	
2.既設の単独処理 浄化槽	設置場所	別添宅内配管図のとおり
	製造業者	
	型式	
	人槽	
	処理方式	
	処理能力	
	備考	
3.撤去計画 (既設の単独処理 浄化槽の廃棄処 分方法について)		
4.備考		

既設のくみ取便所の現況とその撤去計画

1.申請者	住所	
	氏名	
	電話番号	
2.既設のくみ取便所	設置場所	別添宅内配管図のとおり
	備考	
3.撤去計画 (既設のくみ取便槽の廃棄処分方法について)		
4.備考		

放流先のない場合の処理装置の設置計画

1.設置者	住所	
	氏名	
	電話番号	
2.設置する放流先のない場合の処理装置について	設置場所	別添宅内配管図のとおり
	製造業者	
	装置の名称	
	認定番号	
3.備考		

単独転換に係る浄化槽工事の事前確認検査表

検査日				年	月	日	
検査員 職・氏名							
設置場所				申請者氏名			
工事請負者				立会浄化槽設備士			
既設の単独処理浄化槽		製造業者名			人槽		
型式				認定番号			
処理方式							
検査項目	検査内容					適	不適
	現況の宅内配管図のとおりに既設の単独処理浄化槽があるか						
	既設の単独処理浄化槽は、申請書類と同一のものか						
単独転換計画の確認							
現場での指示事項							

くみ取転換に係る浄化槽工事の事前確認検査表

検査日				年	月	日
検査員 職・氏名						
設置場所				申請者氏名		
工事請負者				立会浄化槽設備士		
既設のくみ取便槽						
型式						
検査項目	検査内容				適	不適
	現況の宅内配管図のとおりに既設のくみ取便所があるか					
	既設のくみ取便所は、申請書類と同一のものか					
くみ取転換計画の確認						
現場での指示事項						

別紙9（第5条、要綱第12条第2項関係）

浄化槽工事の中間検査表

検査日				年	月	日	本体据付	
検査員 職・氏名								
設置場所				申請者氏名				
工事請負者				立会浄化槽設備士				
浄化槽 製造業者名				人槽				
型式				認定番号				
処理方式								
検査項目	検査内容						適	不適
設置場所	配置配管図のと通りの位置か							
	放流先の状況							
	建築物、道路端等からの位置 <input type="checkbox"/> 2 m以上							
	<input type="checkbox"/> 2 m未満							
	擁壁の施工							
	浄化槽上部の状況 <input type="checkbox"/> 通常の場合							
	<input type="checkbox"/> 車庫等の場所							
	柱補強等の施工							
浄化槽 据付	基礎コンクリート、擁壁の養生期間（72時間）							
	ベースコンクリート上平滑							
	浄化槽の損傷							
	縦、横水平							
現場での指示事項								

補助対象浄化槽の施工結果報告書

設置者の住所・氏名

設置場所

施設名称

建築物の用途

処理対象人員

人槽 (人)

浄化槽協会登録番号

(合) 第

号

浄化槽製造業者名

別表のとおり適正に施工し確認したことを報告します。

年 月 日

浄化槽工事請負者の住所・氏名

登録番号

印

登録・届 知事 (

—

) 第

号

担当浄化槽設備士氏名

交付番号

印

第

号

《別表》チェックリスト

検査項目	チェックのポイント	欄
1. 流入管渠及び放流管渠の勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流の恐れはないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4. 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5. 流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10. 接触剤等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13. ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
	ポンプますに漏水のおそれはないか。	

	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14. フローの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	

補助対象浄化槽の施工状況の写真

1. 設置場所に浄化槽設備士が標識を掲げている写真
2. 栗石のつき固めが終了後、深さ（スケール）がわかる写真
3. 目つぶし・つき固め後、配筋の状況がわかる写真
- 3-2. 擁壁が必要な場合は、擁壁の配筋の状況がわかる写真
- 3-3. 上部を駐車場等にする場合は支柱を立てた状況の写真
4. ベースコンクリートの厚さ（スケール）がわかる写真
5. 設置場所にある浄化槽本体の写真
6. 埋め戻し作業の写真
7. 上部スラブの配筋状況がわかる写真
- 7-2. かさ上げを行った場合、その高さが30cm以下であることがわかる写真
8. 上部スラブが打ってあることがわかる写真
9. ブロアの設置状況がわかる写真

◎. 単独転換を行った場合

単独転換に係る作業工程がわかる写真

(例：単独処理浄化槽を解体撤去した場合)

1. 工事着手前の写真
2. 汚泥汲み取り作業の写真
3. 消毒作業の写真
4. 解体作業の写真
5. 埋め戻し作業の写真
6. 工事完了の写真

◎. くみ取転換を行った場合

くみ取転換に係る作業工程がわかる写真

(例：くみ取便槽を解体撤去した場合)

1. 工事着手前の写真
2. し尿汲み取り作業の写真
3. 消毒作業の写真
4. 解体作業の写真
5. 埋め戻し作業の写真
6. 工事完了の写真

◎. 放流先のない場合の処理装置を設置した場合

1. 工事着手前の写真
2. 掘削床付け状況、深さ（スケール）がわかる写真
3. 放流先のない場合の処理装置の設置工程の状況がわかる写真（各処理装置により設置工程は異なる）
4. ポンプ槽がある場合は、ポンプ槽の写真
5. 埋め戻し作業の写真
6. 工事完了の写真

別紙13（第6条第5項、要綱第13条第2項第7号関係）

既設の単独処理浄化槽の撤去結果報告書

報告者の住所・氏名

・単独転換に係る作業工程

別表のとおり適正に施工し確認したことを報告します。

年 月 日

浄化槽工事請負者の住所・氏名 登録番号

⑩

登録・届 知事（ 一 ） 第 号

担当浄化槽設備士氏名 交付番号

⑩

第 号

《別表》チェックリスト

検査項目	チェックのポイント	欄
15. 既設の単独処理浄化槽の転換状況	転換計画書どおりに行われているか。	
	汚泥汲み取り作業は行われているか。	
	消毒は行われているか。	
	解体作業は適正に行われているか。	
	埋め戻し作業は適正に行われているか。	
	撤去した単独浄化槽は適正な処分が行われたか。	

別紙14（第6条第6項、要綱第13条第2項第8号関係）

既設のくみ取便所の撤去結果報告書

報告者の住所・氏名

・くみ取転換に係る作業工程

別表のとおり適正に施工し確認したことを報告します。

年 月 日

浄化槽工事請負者の住所・氏名 登録番号

⑩

登録・届 知事（ 一 ） 第 号

担当浄化槽設備士氏名 交付番号

⑩

第 号

《別表》チェックリスト

検査項目	チェックのポイント	欄
16. 既設のくみ取便所の転換状況	転換計画書どおりに行われているか。	
	し尿汲み取り作業は行われているか。	
	消毒は行われているか。	
	解体作業は適正に行われているか。	
	埋め戻し作業は適正に行われているか。	
	撤去したくみ取便槽は適正な処分が行われたか。	

別紙15（第6条第7項、要綱第13条第2項第9号関係）

放流先のない場合の処理装置設置の施工結果報告書

設置者の住所・氏名

設 置 場 所
建 築 物 の 用 途
処 理 装 置 の 名 称
製 造 業 者 名

放流先のない場合の処理装置の設置計画に基づき適正に施工し確認したことを報告します。

年 月 日

工事請負者の住所・氏名 登録番号

⑩

登録・届 知事（ 一 ） 第 号

担当浄化槽設備士氏名

⑩

別紙16（第6条第8項、要綱第13条第2項第11号関係）

浄化槽法第10条第1項の浄化槽管理者の義務を遵守する旨の誓約書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住 所

氏 名

印

私は、浄化槽法及び関係法令を遵守し、下記の事項を適正に実施することを誓約します。

記

- 1 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年千葉県条例第19号)第5条第1項の登録を受けた者に委託して、4か月に1回以上の頻度で保守点検を行うこと
- 2 佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成10年佐倉市条例第19号)第26条第1項第4号の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託して、年に1回以上の頻度で清掃を行うこと
- 3 保守点検及び清掃の記録を3年間保存すること(環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第5条第9項関係)

別紙 17 (第8条関係)

佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る地位の承継届

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住所
届出人 氏名 ⑩
電話

年 月 日付け 第 号 で交付の決定を受けた佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金について、補助事業者の死亡に伴い、その者から浄化槽工事を引き継ぎ、自己（及び生計同一親族）の居住の用に供するものとしたので、次のとおり届出します。

補助金の交付の決定を受けた者	住所
	氏名
その地位を引き継いだ者	住所
	氏名
承継者の続柄 (いずれかに○)	夫 ・ 妻 ・ 子 ・ その他 ()
事由	相続・包括遺贈
相続開始年月日	年 月 日

別紙18（第9条第1項関係）

佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る地位の承継承認申請書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

住所
申請者 氏名 ⑩
電話

年 月 日付け 第 号 で交付の決定を受けた佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金について、補助事業者の離婚に伴い、その者から浄化槽工事を引き継ぎ、自己（及び生計同一親族）の居住の用に供するものになりたいので、次のとおり地位を承継することの承認を申請します。

補助金の交付の決定を受けた者	住所
	氏名
浄化槽工事を引き継いだ者	住所
	氏名
事由	浄化槽工事に係る契約上の地位の移転
請負者の承諾年月日	年 月 日

添付書類

- 1 不動産登記事項証明書、離婚に関する公正証書又は調停調書の謄本など、浄化槽工事に係る敷地内の住宅の所有権移転に関して、離婚の当事者間で合意が成立したことをを証する書類
- 2 浄化槽工事に係る請負者から承諾を得たことを証する書類の写し

別紙19（第9条第3項関係）

佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る地位の承継承認通知書

第 号
年 月 日

住所
申請者
氏名

様

佐倉市長

印

年 月 日付で申請のあった佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る地位の承継について、次のとおり承認したので通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金
補助事業等の名称		合併処理浄化槽設置事業	
経費所要総額のうち補助の対象となる経費		円	
		うち要綱第5条第1項の経費	円
		うち同条第2項の経費	円
		うち同条第3項の経費	円
交付決定額			
交付予定時期			
交付条件			

別紙20（第10条第2項関係）

佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る代理人選任届

年 月 日

（宛先）佐倉市長

住所
届出人 氏名 ⑨
電話

年 月 日付け 第 号 で交付の決定を受けた佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金について、補助事業者の単身転居に伴い、生計同一親族の中から次の者を代理人として選任したので届出します。

交付の決定を受けた者	住所
	氏名
代理人	住所
	氏名
単身転居の事由 (いずれかに○)	1 海外への単身赴任 (年 月 日発令) 2 その他 ()
委任する事項 (該当するものに○)	1 浄化槽工事の中間検査の受検 2 浄化槽工事の完了検査の受検 3 浄化槽工事の実績報告 4 補助金の交付の請求 5 その他 ()